

寒河江市簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

寒河江市簡易公募型プロポーザル方式について、次のとおり公告する。

令和7年7月1日

寒河江市長 齋 藤 真 朗

1 委託業務名

寒河江市立新中学校施設整備事業設計業務委託

2 委託事業の内容

本市では、寒河江市立陵東中学校、寒河江市立陵南中学校、寒河江市立陵西中学校の3校を統合し令和11年4月に新中学校として開校するため、校舎及び屋内運動場の建設を計画している。これに先立ち、令和7年7月に「寒河江市立新中学校施設整備基本計画」を策定する予定であり、この基本計画を反映しながら広く技術提案を求めるものである。詳細は「寒河江市立新中学校施設整備事業設計業務委託仕様書」（以下「本仕様書」）のとおり。

3 委託事業の実施期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

4 審査期日等

(1) 一次審査（客観審査及び書類審査）

期日 令和7年8月25日（月）

(2) 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリングによる審査）

期日 令和7年9月25日（木） 詳細は後日通知予定

場所 寒河江市役所

5 参加資格要件

(1) 次に掲げる要件を全て満たす単体企業又は設計共同体（以下「設計JV」という。）とする。

ア 単体企業の場合

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。

② 寒河江市契約に関する規則（平成9年市規則第12号）第25条第3項の規定に

よる寒河江市指名競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。ただし、当該名簿に登録されていない者であっても、参加申込書等の提出期限までに指名競争入札参加資格審査申請を行い、本市が受理した場合は参加資格を有するものとする。

- ③ 寒河江市建設工事請負業者等指名停止規程（平成12年市告示第19号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - ④ 寒河江市設計業務等委託契約約款（令和4年市告示第25号）第42条第1項第10号に該当する者でないこと。
 - ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の手続中でないこと。
 - ⑥ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所登録を受けていること。
 - ⑦ 建築士法第26条第2項の規定による一級建築士事務所の閉鎖命令を受けていないこと。
 - ⑧ 地方公共団体において、令和6年国土交通省告示第8号別添二による建築物の類型「七 教育施設」（幼稚園を除く。）に該当する延べ面積8,000㎡以上（校舎又は屋内運動場との合算）の建築物の新築、改築、増築に係る基本設計及び実施設計に関する業務（平成27年4月1日以降に受注し、当該プロポーザルに係る参加申込書等の提出日までに完了している業務に限る。）のうち、元請負人（設計JVにあっては代表者に限る。）として行った実績を有すること。
 - ⑨ 提出した書類の記載事項に虚偽がないこと。
 - ⑩ 参加申込書を提出する者は本業務に関する専門分野（管理技術者及び建築（総合）担当主任技術者を除く）について協力者を加えることができる。ただし、この協力者となった者及びその者の所属する一級建築士事務所は本プロポーザルにおいて参加資格を有しない。
- イ 設計JVの場合（設計JVを構成する者の呼称は代表構成員、構成員とする）
- ① 設計JVは、本社所在地を山形県内に置く建築士事務所を含めた2者で構成していること。
 - ② 代表構成員は、「ア 単体企業の場合」の①～⑩に掲げる全ての条件を満たすこと。
 - ③ 構成員は、「ア 単体企業の場合」の①～⑦及び⑨～⑩に掲げる全ての条件を満たすこと。
- (2) 参加の制限
- ア 参加申込書等の提出は、1者につき1件とする。
 - イ 単体企業の場合は、連名による参加申込はできない。
 - ウ 参加者が単体企業である場合、他の参加者の協力事務所となることはできない。

また、他の参加者である設計 J V の代表構成員を含む構成員となることはできない。

エ 参加者が設計 J V である場合、その代表構成員を含む構成員は単体企業として参加できない。また、他の参加者である設計 J V の代表構成員を含む構成員となることはできない。加えて、他の参加者の協力事務所となることもできない。

オ 参加者は、管理技術者及び建築（総合）以外の分野において、協力事務所を加えることができる。

カ 参加者からの技術提案書等は、1 者につき 1 提案とする。

6 手続等に関する事項

当該プロポーザルへの参加を希望する者は、参加申込書等を次に掲げる期間内に提出するものとする。

（1）提出期間

令和 7 年 7 月 1 8 日（金）から令和 7 年 7 月 2 8 日（月）まで（市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。最終日は午後 4 時までとする。）

（2）提出場所

〒 9 9 1 - 8 6 0 1 山形県寒河江市中央一丁目 9 番 4 5 号
寒河江市教育委員会 学校教育課 学校再編整備室
電話番号 0 2 3 7 - 8 5 - 1 5 0 7 （直通）

（3）提出方法

持参又は郵送（提出期間内に必着）

（4）その他

「寒河江市立新中学校施設整備事業設計業務委託簡易公募型プロポーザル実施要領」を確認し、提出書類等の記入に遺漏のないよう提出すること。

7 その他

（1）参加に関する経費は、全て参加者の負担とする。

（2）提出書類は返却しないものとする。また、複数の技術提案書は提出できないものとする。技術提案書に虚偽の記載をした場合は、当該技術提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

（3）提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めないとする。

（4）当該プロポーザルについて質問がある場合は、質問書（様式第 4 号）により電子メールで担当部署へ送信すること。その後、担当部署において当該質問書の回答を寒河江市ホームページで公表する。

（5）プロポーザルの審査方法は、一次審査（客観審査及び書類審査）を実施し、その後、

一次審査通過者を対象に、二次審査（プレゼンテーション及びヒアリングによる審査）を実施する。なお、審査の結果は個別に通知するとともに、寒河江市ホームページで公表する。

（６）審査の過程については非公開とする。